

富士見都市計画 高度地区の決定

都市計画高度地区を次のように決定する。

			三 芳 町
種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
1 5 m 高度地区	約 47.2 ha (第一種住居地域 約 14.0 ha) (第二種住居地域 約 28.4 ha) (工業地域 約 4.8 ha)	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最高限度は1 5 mとする。	
2 5 m 高度地区	約 95.6 ha (第一種住居地域 約 35.3 ha) (第一種中高層住居専用地域 約 57.6 ha) (近隣商業地域 約 2.7 ha)	建築物の高さの最高限度は2 5 mとする。	
3 1 m 高度地区	約 83.5 ha (工業地域 約 83.5 ha)	建築物の高さの最高限度は3 1 mとする。	
合 計	約 226.3 ha		

「位置、区域は、計画図表示のとおり」

1 適用の除外

公益上必要な建築物(国又は地方公共団体が所有し、又は維持管理するものに限る。)の建築に対しては、当該規定は適用しない。

2 特例許可

次のいずれかに該当する場合で、町長が周辺市街地の住環境の保全に支障がないと認めて許可したものについては、当該規定は適用しない。

- (1) 既存不適格建築物の建替えて、当該既存不適格建築物の高さの範囲内で行うもの
- (2) 既存不適格建築物の増築で、増築に係る各部分の高さが最高限度の範囲内で行うもの

[理 由]

本町は、第4次総合振興計画に掲げるまちの将来像「みんながつくる みどり いきいき めくもりのまち」の実現を目指し、ゆとりある都市空間の形成や良好な住環境の保全を図ることを重要な課題として位置付けている。

近年、町内では社会情勢の変化により事業所等が移転し、その跡地利用として中高層建築物が増加し、住環境をめぐる様々な問題が生じており、建築物の高さに対する一定のルールづくりが必要となってきたことから、都市計画に高度地区を決定する。